

町内認定こども園・保育所保護者 様

波佐見町長 前川 芳徳  
(公印省略)

## 新型コロナウイルス感染症対策に係る休園等対策ガイドラインについて【第6版】

5月8日から新型コロナウイルス感染症が季節性インフルエンザ等と同じ5類感染症に変わることに伴い、これまでのガイドライン(第5版)を見直し、5月8日以降については、下記のとおりとしますので、ご理解ご協力をお願いします。

### 記

#### <認定こども園・保育所の対策ガイドライン>

##### 1 【園児が感染した場合】

当該園児は、発症後5日間かつ軽快後1日を経過するまでは自宅療養

※ 当該園児のきょうだい児は、体調不良がなければ登園できます。

※ 小中学校の全部又は一部を臨時休校した場合でも、きょうだい園児は体調不良がなければ登園できます。

##### 2 【園児が発熱や倦怠感等の風邪の症状があるとき】

かかりつけ医等を受診し、医師の指示した期間は自宅療養

##### 3 【園内で感染が流行したとき(園が全部又は一部休園するとき)】

園から指定された期間(原則5日間)は自宅療養

※ 保健所や園医等の関係機関と協議のうえ、期間を短縮、延長する場合があります。

#### ○今後も継続する対応

ア 基本的な感染症対策(手洗いや咳エチケット)の徹底

2歳以上のマスクは、感染状況や保護者の理解を得て着用をお願いします。

イ 保護者との連携

ウ 適切な環境の保持(保育室等のこまめな換気等)

エ 登園前の検温と健康観察

オ 園連絡網での周知

カ 施設設備等の緊急時の消毒

**【お願い】** 児童・生徒・保護者等が感染者となった場合、通っている認定こども園、保育所、学童保育、学校などの関係施設には、確実に連絡を入れていただくようお願いします。

波佐見町役場  
子ども・健康保険課 子育て支援班  
電話：85-2333